

令和 5 年度
東京都用品調達基金運用状況
審査意見書

東京都監査委員

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 1 条第 5 項の規定により、
令和 5 年度東京都用品調達基金の運用の状況を示す書類を審査した結果、次
のとおり、意見を付する。

令和 6 年 9 月 5 日

東京都監査委員	■	■	■	■
同	■	■	■	
同	■	■	■	■
同	■	■	■	■
同	■	■	■	■

[凡例]

計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

第1 審査の概要

1 審査の期間

令和6年7月10日から同年9月5日まで

2 実地審査場所

会計管理局

第2 審査の結果

1 計数について

知事から提出された東京都用品調達基金の運用状況を示す調書の計数が正確であるか検証するため、調書と関係帳簿及び証拠書類等とを照合した結果、審査した限り、重要な点において、調書の計数は正確であることが認められた。

2 運用状況について

都では、各局・所において共通的に使用する物品で比較的需要量の多いものを用品として指定し、集中的かつ大量に一括購入し需要に応じて安価に供給することで、事務の軽減、購入経費の節減等を図っている。

本基金は、用品の購買、管理及び供給に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、東京都用品調達基金条例（平成6年東京都条例第18号）に基づき平成6年4月に設置されたものであり、原資額1億円で運用している。本基金の活用により、会計年度独立の原則等予算の制約を受けることなく、用品供給が可能となっている。

令和5年度における基金の運用状況は、別表のとおり、供給決定額10億5,290万余円、用品調達額10億5,200万余円となり、90万余円の剰余金が生じている。

この剰余金は、東京都用品管理要綱（東京都用品調達基金条例施行規則（平成6年東京都規則第40号）の実施について必要な事項を定めたもの）第4に基づき単価を端数処理（円未満の端数があるときは1円に切り上げる等）した用品の供給決定額（供給価格）と契約による業者への支払額である用品調達額との差であり、これを令和5年度一般会計に繰り出した。

また、1億円を原資とした預金利子1千余円を令和5年度一般会計に計上したことから、令和5年度末における基金現在高は1億円である。

本基金の運用は以上のとおりであり、審査した限り、重要な点において、确实かつ効率的に行われていると認められる。

(別表) 令和 5 年度東京都用品調達基金運用状況

1 基金の総額 1 億円

2 年度末現在

(単位：円)

預金 (基金現金) (A)	債権 (未収金) (B)	債務 (未払金) (C)	基金現在高 (令和 6.3.31 現在) (D) = (A) + (B) - (C)
193,596,254	69,263,040	162,859,294	100,000,000

3 運用実績及び分類別執行状況

(単位：円)

分 類	供給決定額 (A)	用品調達額 (B)	剰余金 (C) = (A) - (B)
印 刷 物	51,084,667	51,066,316	18,351
文 房 具	386,740,547	386,384,578	355,969
用 紙	425,270,640	424,800,788	469,852
雑 品	102,487,710	102,452,909	34,801
什 器	87,325,390	87,299,014	26,376
合 計	1,052,908,954	1,052,003,605	905,349

(注) 剰余金は、令和 5 年度一般会計に繰り出した。

4 普通預金による資金運用

(単位：円)

令和 5 年度上期 (A)	令和 5 年度下期 (B)	合 計 (C) = (A) + (B)
718	798	1,516

(注) 預金利子は、令和 5 年度一般会計に計上した。